

【2025年2月公募】JICA有期職制募集ポスター一覧

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
1	東京都	東京センター総務課 (施設運営管理・調達担当)	期限付職員3号	一般事務・経理	(1) 施設利用・運営管理 (2) 建物管理・施設整備 (大規模改修を含む) (3) IT環境・情報セキュリティ (4) 防災・防火 (5) 各種調達・契約業務	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 (更新回数2回) を上限とします。
				情報通信技術			
2	愛知県	中部センター研修業務課 (研修担当)	期限付職員3号	多岐にわたる分野	(1) 研修の実施計画の策定及び進捗管理、モニタリング及び評価 (2) 研修に関する各種契約管理及び事務手続き、経理手続き (3) 研修に関する研修委託先等関係者との連絡調整 (4) 研修監理に関する各種手続き、経理手続き (5) 研修員の福利厚生事業、末日時ブリーフィング等の各種研修付帯業務 (6) 研修員に対する各種対応 (7) その他、JICA中部の事業実施に必要な業務。	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 (更新回数2回) を上限とします。
3	福岡県	九州センター研修業務課 (研修担当)	期限付職員3号	多岐にわたる分野	(1) 研修コースの計画・実施・評価・フォローアップ等の実施と、これらに伴う資料作成、契約・経理、関係機関との連絡調整等 (2) 研修員の受入事務業務 (3) 長期研修員のモニタリング・支援業務 (4) 研修員に対する日本理解プログラムの計画・実施等 (5) 研修員と地域関係者 (自治体・企業・NGO・大学等) との連携 (6) 研修事業と連携した開発教育の推進に関する業務 (7) 担当業務に係る広報 (8) その他、当センターの事業運営に必要な業務	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。
4	東京都	総務部法務課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) JICAコンプライアンス規程に基づき報告される事故の受付及び対応 (2) コンプライアンス・ハラスメントに係る相談の受付・対応の補佐 (3) 取引先バックグラウンドチェックの補佐 (4) その他法務・コンプライアンスに関する事項 ①法務・コンプライアンスに関する各種委員会・セミナー・テストの運営補助業務 ②法務・コンプライアンスに関する研修教材の作成・編集 ③法務・コンプライアンスに関する文書 (内部規程、契約書雛形、合意文書等) の審査又はその補助業務 ④法人登記・証明書発行を含む法務関連の手続き ⑤法令規程データベース関連業務	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 (更新回数2回) を上限とします。
				ジェンダーと開発			
5	東京都	財務部会計課	専門嘱託3号	一般事務・経理	(1) 入金・支払い処理、国内・在外拠点への資金送金等の出納業務 (2) 運営費交付金・無償資金に係る資金付手続きおよび余裕資金の運用 (3) 本部公金口座の管理 (約25口座) および現金管理 (4) 所得税納付・法定調書作成等	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 (更新回数2回) を上限とします。
6	東京都	企画部 国際援助協調企画室 (援助協調)	専門嘱託3号	援助アプローチ/ 戦略/手法	(1) 国際機関 (国連機関や国際金融機関)、先進国や新興国の開発援助パートナー機関、民間財団等との連携にかかる企画・立案及び調整 (国際会議対応業務を含む) (2) 国際機関 (国連機関や国際金融機関)、先進国や新興国の開発援助パートナー機関、民間財団等の動向についての情報収集と分析の取りまとめ (3) 国際的な開発課題 (特に分野横断的課題) や上記関係業務に関する当機構内外との業務調整 (4) 室内の横断的業務やとりまとめ作業等	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 (更新回数2回) を上限とします。
				事業調整・南南・三角協力			
7	東京都	南アジア部南アジア第一課 (インド、ブータン)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) インド、ブータンに関する開発セクター毎の情報収集や分析、戦略立案 (2) インド、ブータンに関する協力プログラム及び案件形成に関する企画や調査の実施 (3) インド、ブータンに関する有償資金協力 (円借款)、無償資金協力並びに技術協力案件の形成、審査 (効果や収益性の分析を含む)、監理 (4) 現地出張を含む、インド、ブータン等の公的機関や他援助機関等との協議、調整、現地調査 (5) インド、ブータン関連業務に関する甲内外との業務調整 (6) その他、業務を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 (更新回数2回) を上限とします。
8	東京都	南アジア部南アジア第二課 (アフガニスタン、パキスタン、ネパール)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	JICA南アジア部南アジア第二課で、アフガニスタン、パキスタン、ネパールに関する以下の業務を行う。 (1) 担当国のセクター別情報収集及び分析、協力戦略立案 (2) JICAの協力プログラムや案件形成に関する企画や調査の実施 (3) 有償資金協力 (円借款)、技術協力及び無償資金協力案件の形成、審査、監理 (4) 人材育成事業 (研修・招へい、留学事業等) に関する各種調整 (5) 要人表敬の対応、現地出張における相手国政府、関係機関及び他援助機関等との調整 (6) 上記関連業務に関する当機構内外との調整、議事録や対処方針等の文書作成 (7) その他、協力事業を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 (更新回数2回) を上限とします。
				平和構築			
9	東京都	南アジア部南アジア第三課 (スリランカ、モルディブ)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 担当国 (スリランカおよびモルディブ) および担当分野にかかる情報収集及び分析、事業計画立案 (2) JICAの協力プログラムやプロジェクト形成に関する企画・調査の実施 (3) 有償資金協力 (円借款)、無償資金協力、技術協力案件の形成、審査、実施監理 (4) 現地出張を通じた相手国政府・関係機関及び他援助機関等との協議、調整、情報収集 (5) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年 (更新回数2回) を上限とします。
10	東京都	アフリカ部アフリカ第三課 (国担当業務)	専門嘱託2号	援助アプローチ/ 戦略/手法	南部アフリカ地域に関する以下の業務を行う。 (1) 担当国における協力の実施方針及びプログラムの策定 (2) 案件形成に関する業務 (案件発掘・形成に係る調査の実施等) (3) 有償資金協力案件に関する計画、審査及び実施監理 (4) アフリカ開発会議 (TICAD) プロセスに関する業務 (5) 担当国に関する情報収集・分析・対外発信 (6) その他、担当国及び事業に関するJICA内外との総合調整	1	期間の定めあり (2025年5月1日 ~ 2026年4月30日) 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年 (更新回数1回) を上限とします。
				多岐にわたる分野			

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
11	東京都	ガバナンス・平和構築部 平和構築室 (地雷・不発弾対策)	専門嘱託3号	平和構築	(1) 平和構築分野の事業に係る案件形成・実施・モニタリング・評価 (2) 平和構築分野に係る他ドナーの事例・戦略の情報収集、分析 (3) 上記関係業務に関する当機構内外との業務調整、書類作成 (4) その他、協力事業を実施する上で必要な業務	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年4月30日)
							上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
12	東京都	経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム (アフリカ農業開発)	専門嘱託3号	農業開発／農村開発	(1) 「AFICAT」関連業務：本邦企業との面談、現地スタディツアー実施支援、アフリカ人関係者の本邦招聘対応、各種勉強会の開催支援、関連案件の形成・事業実施監理、等。 (2) 「CARD」関連業務：2025年8月に横浜で開催される予定の「アフリカ開発会議(TICAD)」におけるサイドイベント実施支援。2025年10月にマダガスカルで開催されるCARD総会開催支援、CARDに関連する大学・本邦企業との面談、等 (3) 「農業・農村開発協力における気候変動対策」推進関連業務：特に「CARD」に関連する気候変動対策関連情報の収集、関係者との面談、勉強会などの開催支援、等 (4) 広報関連業務「AFICAT」「CARD」「農業・農村開発協力における気候変動対策」に係る広報(映像作成やSNS発信等)、対外発信(資料作成含む)及びナレッジマネジメントネットワーク構築などの業務・運営補佐 (5) 課題別研修、長期研修等の研修事業、外部機関への講義等を通じた国内外の人材育成の推進 (6) その他、経済開発部農業・農村開発第2グループ長の指示のもと、同グループが所掌する業務の補佐	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年3月31日)
				多岐にわたる分野			※更新なし
13	東京都	地球環境部 森林・自然環境保全グループ (DX推進担当)	専門嘱託3号	自然環境保全	自然環境保全分野における以下の業務を関係部署・関係者と協力して実施する。 (1) アジア地域・アフリカ地域等における森林保全、自然環境保全分野の協力案件(技術協力、科学技術協力、無償資金協力、外部資金委託事業等)の案件形成、計画立案、実施監理、評価、広報等 (2) 当分野事業におけるリモートセンシング・GIS等の取り組み推進(JAXA連携やそれに関連する機材調達や契約事務等の業務対応含む) (3) 上記事業の企画、実施、モニタリングに係る相手国、日本国内の関係機関、民間企業、大学、国際機関、JICA専門家等との調整 (4) 担当分野及び担当地域に関する情報収集、分析、発信等 (5) 担当分野及び担当地域の協力事業に関連する取組(相手国政府、民間企業、NGO、開発パートナー等)に係る情報収集、分析、連携、調整等 (6) 森林・自然環境保全分野に関する協力の戦略性強化に係る業務 (7) その他、地球環境部森林・自然環境グループが実施する各種業務	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年3月31日)
				DX推進担当			※更新なし
14	東京都	国内事業部外国人材受入支援室 (外国人材受入・多文化共生支援)	専門嘱託3号	日本国内の社会課題への対応・多文化共生	(1) 外国人材受入・送出及び多文化共生社会構築支援分野における案件群の形成・実施支援に関する業務 (2) 同分野におけるJICAの協力方針に関する業務 (3) 同分野における、国内外のネットワーク構築に関する業務 (4) 同分野における情報発信に関する業務	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年4月30日)
				多岐にわたる分野			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
15	東京都	国際協力調達部渡航推進課	専門嘱託3号	一般事務・経理	(1) JICA事業関係者の出張・赴任に係る事務(旅費・手当の計算・支給含) (2) JICA事業関係者の渡航に係る事務(労災加入、公用旅券請求事務含) (3) 出張・赴任に係る個別情報等、渡航に係るナレッジ蓄積と発信 (4) 調達・派遣改革の推進 (5) その他、国際協力調達部長が別途指示する業務	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年4月30日)
							上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
16	東京都	評価部事業評価第二課	専門嘱託3号	評価	JICAは、事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすことを目的として、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA(Plan、Do、Check、Action)サイクルに沿った事業評価を実施しています。 (1) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事後評価の企画・契約管理事務・予算管理 (2) 事後評価の実施に係る相手国やJICA内の他部署との調整 (3) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力案件の事前評価実施支援 (4) 技術協力における、国内外のネットワーク構築に関する業務 (5) プロセス分析、テーマ別評価の企画・実施による事業改善に向けた業務 (6) インバウト評価等の手法開発業務 (7) JICA新事業マネジメントにおける評価手法開発業務 (8) その他、評価を実施するうえで必要な業務	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年4月30日)
				援助アプローチ／戦略／手法			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
17	東京都	青年海外協力隊事務局計画課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) JICAボランティア事業に係る戦略・計画・評価に関する業務 (2) 部門内における事業運営プロセスの横断的検討に関する業務(業務合理化、システム開発等に関する検討チームの運営補佐等) (3) 関連行事(事業発足60周年行事、外務大臣感謝状授与式等)に関する業務 (4) その他、青年海外協力隊事務局計画課長が指示する業務	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年4月30日)
							上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
18	東京都	青年海外協力隊事務局 事業推進・調整課 (国際連携・UNV連携ボランティア)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 国連ボランティア(JOCV校UNV)に関する案件形成・募集演説・派遣、国際ボランティア派遣機関等との連携、外国政府関係機関来訪対応等、国際関係業務 (2) 青年海外協力隊発足60周年に係る業務 (3) その他、青年海外協力隊事務局 事業推進・調整課および計画課が所管する関連業務	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年4月30日)
				援助アプローチ／戦略／手法			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。
19	神奈川県	横浜センター研修業務課	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) 短期研修コースの計画・立案、運営管理、評価、及びフォローアップ等の実施と、これらに伴う資料作成、契約・経理、関係機関との連絡調整等。 (2) 短期研修コースの現場担当業務(研修コースの運営支援) (3) 長期研修員のモニタリング・支援事業 (4) 研修員と地域関係者(自治体、産業界、NGO、大学等)との連携 (5) 担当業務に関する広報 (6) その他 当センターの事業運営に必要な業務	1	期間の定めあり(2025年6月1日～2026年5月31日)
							上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から3年(更新回数2回)を上限とします。
20	兵庫県	関西センター開発大学院連携課 (留学生受入・大学連携担当)	専門嘱託3号	多岐にわたる分野	(1) JICA開発大学院連携にかかるプログラムの企画、実施、及び評価に関する業務 (2) 関西地域の大学との連携 (3) JICA留学生の受入業務 (4) 短期研修員の受入業務(日里研修、日系社会研修など) (5) 広報に関する業務	1	期間の定めあり(2025年5月1日～2026年4月30日)
				日本国内の社会課題への対応・多文化共生			上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年(更新回数1回)を上限とします。

番号	勤務地	部署名・課名	雇用形態・格付	分野	業務概要	募集人数	最長契約期間
21	北海道	北海道センター（札幌） 市民参加協力課 （※JICA海外協力隊経験必須）	国内協力員	市民参加	（１）ボランティア事業 ①JICA海外協力隊募集説明会、市民向けイベント、パネル展等の企画・実施運営支援 ②新聞広告、ポスター、チラシ、SNS等の広報ツールの制作支援 ③応募相談等の対応 ④地方自治体等との連絡調整（応募助奨、広報宣伝、JICA海外協力隊による首長表敬訪問）、グローバルプログラム対応 ⑤JICA海外協力隊のOB・OG（OV総称）とのネットワーク強化（OV会等の外部支援団体との関連業務含む） （２）開発教育支援事業 ①児童・生徒等のセンター訪問、出前講座、研修員による学校訪問等の調整・実施支援 ②ボランティア経験を活かした開発教育の質の向上に関する支援業務 ③各種イベント（高校生国際協力体験プログラム等）の準備・実施補助 ③ その他 ④広報記事作成、決裁文書の作成補助・起案 ⑤その他、JICA北海道所長が指示する市民参加協力事業関連業務	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第 34 条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
				一般事務・経理	（１）国内機関における関連業務（JICA海外協力隊事業等に関する説明会、相談会、イベント等の企画、調整、実施支援、各種イベントの登壇者手配、謝金支払、各種情報とりまとめ等） （２）JICA海外協力隊募集にかかる各種広告媒体の企画・製作・掲出管理補助 （３）JICA海外協力隊セミナーの企画、実施（大学等との実施にかかる企画、調整、実施支援、登壇者手配、謝金支払、各種情報とりまとめ等） （４）各種応募相談対応 （５）JICA海外協力隊事業の推進に関し、道東地域の国際協力推進員等との連携調整支援業務 （６）帰国ボランティアによる日本の地域における社会還元活動の促進・支援業務 （OV会連携、地域こし協力連携等） （７）JICA海外協力隊グローバルプログラム（派遣前型）に係る受入支援業務 （８）市民向けの開発教育支援業務の補佐（児童・生徒等のセンター訪問受入、国際協力出前講座、やまなみ国際協力体験プログラム等） （９）市民参加協力事業に係る広報（動画や画像の編集、記事作成、プレスリリース、HP・SNS発信等）の補佐 （１０）決裁文書等の作成補助	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日） 上記は初回の契約期間です。契約は独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
22	北海道	北海道センター（帯広） 道東業務課 （※JICA海外協力隊経験必須）	国内協力員	多岐にわたる分野	九州7県のJICAボランティア事業における以下の業務。 （１）JICA海外協力隊募集にかかる業務（説明会、相談会、イベント出展等の企画、調整、実施支援。登壇者手配、謝金支払、各種情報とりまとめ等） （２）JICA海外協力隊募集にかかる各種広告媒体の企画・政策・掲出管理補助 （３）JICA海外協力隊セミナーの企画、実施支援（大学等との実施にかかる企画、調整、実施支援。登壇者手配、謝金支払、各種情報とりまとめ等） （４）各種応募相談対応 （５）JICA海外協力隊事業の推進に関し国際協力推進員との連携調整支援業務 （６）その他所属する国内機関長が指示する事項	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日） 上記は初回の契約期間です。契約は 独立行政法人国際協力機構有期雇用者就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から2年（更新回数1回）を上限とします。
23	福岡県	九州センター市民参加協力課 （※JICA海外協力隊経験必須）	国内協力員	市民参加 日本国内の社会課題への対応、多文化共生	（１）ジェンダーに基づく暴力の撤廃関連案件の実施監理、新規事業の形成、情報収集、分析、整理、発信 （２）ジェンダースマートビジネスの振興連案件の実施監理、新規事業の形成、情報収集、分析、整理、発信 （３）様々な分野課題の案件におけるジェンダー分析、ジェンダー視点の取組、評価指標の検討における支援、助言 （４）JICA 内外向け研修・セミナーに関する企画・助言・実施	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日） 本契約は更新されることがありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。（その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）
24	東京都	ガバナンス・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室 （ジェンダーと開発）	特別嘱託3号	ジェンダーと開発	（１）ジェンダーに基づく暴力の撤廃関連案件の実施監理、新規事業の形成、情報収集、分析、整理、発信 （２）ジェンダースマートビジネスの振興連案件の実施監理、新規事業の形成、情報収集、分析、整理、発信 （３）様々な分野課題の案件におけるジェンダー分析、ジェンダー視点の取組、評価指標の検討における支援、助言 （４）JICA 内外向け研修・セミナーに関する企画・助言・実施	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日まで） 本契約は更新されることがありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。（その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）
25	東京都	人間開発部 高等教育・社会保障グループ 高等・技術教育チーム （高等教育分野）	特別嘱託3号	教育	（１）ケニア高等教育セクター技術協力プロジェクトの実施、モニタリング、評価に係る以下の業務。 ①プロジェクトを支援する本邦大学との契約に関する業務（契約締結・管理業務等） ②プロジェクトを支援する専門家の派遣に関する業務（派遣時期調整、入選手続き、派遣後の後方支援等） ③プロジェクトの広報に関する業務 ④プロジェクト実施に必要な予算のモニタリング・執行 ⑤プロジェクトに関する各種会議の準備・実施 ⑥その他、プロジェクトに関係する業務 （２）その他、高等・技術教育分野における案件の形成、実施、モニタリング・評価に係る業務 （３）タスクフォースメンバーとして、開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化、産学連携（企業インターンシップ、企業視察、企業との共同研究等）の強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日まで） 本契約は更新されることがありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。（その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）
26	東京都	地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム （Nature-based Solutions主流化推進プログラム（金世界））	特別嘱託3号	自然環境保全 Nature-based Solutions主流化推進プログラム（金世界）	（１）NbS主流化において重要となる農業分野に関し、生態拡張アプローチの取り組み推進に取り組む。 （２）各セクター（農業、水産、水資源、都市開発、防災等）におけるNbSの概念整理や資金動員のあり方を検討し、資料として取りまとめる。 （３）自然環境保全分野における技術協力事業の形成、実施、運営管理及び評価のための以下の業務を派遣中専門家、JICA事務所、本部内関係部署とも協力して実施する。 ① 関連情報の収集、分析、それらを踏まえた協力方針の検討 ② 各国の関係機関との連絡調整 ③ 担当案件の予算及び進捗管理（広報など対外発信含む） ④ 日本国内の関係機関との専門家派遣、研修実施、機材供与等に必要な連絡調整、手続きの実施 ⑤ 関連する調査の実施のための業務 ④ 国際会議、学食、内部勉強会等の参加、開催に関連した業務 （５）その他、期待される成果に関連した業務	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日まで） 本契約は更新されることがありません。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、1回を上限に契約を更新されることがあります。（その場合の最長契約期間は採用日から2年まで）
27	東京都	人間開発部 高等教育・社会保障グループ 高等・技術教育チーム （高等教育分野）	ジュニア専門員	教育	（１）高等教育セクター技術協力プロジェクト（アジア地域）の実施、モニタリング・評価に係る以下の業務。 ①プロジェクトを支援する本邦大学との契約に関する業務（契約締結・管理業務等） ②プロジェクトを支援する専門家の派遣に関する業務（派遣時期調整、入選手続き、派遣後の後方支援等） ③プロジェクトの広報に関する業務 ④プロジェクト実施に必要な予算のモニタリング・執行 ⑤プロジェクトに関する各種会議の準備・実施 ⑥その他、プロジェクトに関係する業務 （２）その他、高等・技術教育分野における案件の形成、実施、モニタリング・評価に係る業務 （３）タスクフォースメンバーとして、開発途上国の高等教育機関の教育・研究能力強化、産学連携（企業インターンシップ、企業視察、企業との共同研究等）の強化、大学間ネットワーク強化に関する我が国及び他ドナーの国際協力事例の情報収集、他ドナーの協力戦略の分析	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。（その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）
28	東京都	社会基盤部 運輸交通グループ第二チーム （運輸交通）	ジュニア専門員	運輸交通 都市開発・地域開発	（１）運輸交通分野に係る情報収集、分析 （２）運輸交通分野に係る協力案件の計画策定及び実施管理（含：課題別研修） （３）運輸交通分野に係る関連大学、研究機関、民間企業との連携促進	1	期間の定めあり（2025年5月1日～2026年4月30日まで） 上記は初回の契約期間です。契約は就業規則第34条に基づき更新されることがあります。1年毎に更新を行い、最長で採用日から1年6か月（更新回数1回）を上限とします。ただし、長期専門家等として派遣される任地等の決定が遅れた場合に限り、更に1回を上限に契約を更新されることがあります。（その場合の最長契約期間は採用日から2年6か月まで）